

○学生の海外研修に関する規程

平成19年4月1日

制定

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学学則（以下「大学学則」という。）第10条の7第3項に基づき、駒澤大学（以下「本学」という。）学生が海外において行う研修（以下「海外研修」という。）に関し、必要な事項を定める。

(海外研修の定義)

第2条 この規程で海外研修とは、学部教授会の決議によって単位取得の要件を満たすものと認定された海外の機関又は組織（以下「機関等」という。）における研修のことをいう。

2 この規程は別に定める学生の留学に関する規程が適用された留学生には適用しない。

3 学生が休学して海外で学習する場合又は別に定める学生の留学に関する規程により許可された場合は、この規程を適用しない。

(研修期間)

第3条 海外研修期間は1年以内とする。

2 適切な理由がある場合は、期間内に限り研修期間を変更することができる。

3 前項による研修期間は、在学年数に算入する。

(研修の始期及び終期)

第4条 海外研修の始期と終期の決定は、海外研修に参加する学生（以下「海外研修生」という。）の所属学部（以下「所属学部」という。）の教授会の議を経て学長がこれを行う。

(研修資格)

第5条 海外研修の出願資格を有する者は、研修の始期の属する年度の学費を納入している者で、本学に1年以上在学し、かつ、本学進級規程第2条に定める単位を修得している者とする。

(海外研修手続き)

第6条 海外研修を希望する者は、研修の手続きをする前に、所定の「海外研修許可申請書」に次の書類を添えて所属学部の学部長（以下「所属学部の長」という。）に願い出たうえで、当該学部の指導を受けなければならない。

(1) 海外研修計画書

(2) 海外研修前後における本学での講習等計画書

(3) 成績（単位修得）証明書

(4) その他本学が指示する書類

2 海外研修許可申請の時期については別に定める。

(研修の許可)

第7条 海外研修の許可は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

(研修報告)

第8条 海外研修生は、研修期間の終了後1か月以内に、所定の「海外研修報告書」に旅券の写しを添えて学長に提出しなければならない。

2 前項の海外研修報告書が提出されないときは、海外研修による単位は認定しないものとする。

(修得単位の認定)

第9条 大学学則第10条の7第2項に基づき、教授会は海外研修に関する単位認定を行うことができる。

2 前項により修得単位の認定を受けようとする者は、「修得単位認定申請書」に研修を行った機関等が発行した次の書類を添えて、所定の期日までに願い出なければならない。

(1) 研修終了証明書

(2) 研修内容を説明する書類

(3) その他本学が指示する書類

(研修の取消及び辞退)

第10条 海外研修生が次の各号のいずれかに該当する場合は、教授会の議を経て、当該研修生の研修許可を取消することができる。

(1) 研修先における研修の承認を得られなかったとき。

(2) 海外研修の成果をあげる見込みがなくなったとき。

(3) 紛争や感染症等により研修先が危険であると判断したとき。

(4) 本学学生としての本分に反したとき。

2 病気その他やむをえない理由により海外研修の継続が不可能になった場合は、所定の「海外研修辞退届」にその旨を証明する書類を添えて学長に速やかに届け出なければならない。

3 海外研修生が研修の許可を取り消された場合、あるいは研修を辞退した場合の取扱いは、教授会の定めるところによる。

(学費の減免)

第11条 研修を許可された者については、研修期間の属する年度の学費を減免することが

ある。

(海外研修者履修登録の特例)

第12条 9月16日以降の研修を許可された者は、研修の始期が属する年度の始めに履修登録した通年授業科目については、研修期間終了が次年度にわたる場合は当該授業科目を継続して履修することを認めることがある。

2 前項により当該授業科目の継続履修を希望する者は、事前にその旨を願い出、かつ、研修期間終了後速やかに当該授業科目の継続履修手続を完了しなければならない。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度在学者より適用する。